

## 設計図書等に係る質問に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、池田町が発注する建設工事及び建設事業に係る委託業務（以下「工事等」という。）の指名競争入札及び随意契約に係る見積書の徴取（以下「入札等」という。）に伴い、閲覧等に供する図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）に関する質問、回答等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (質問書の提出)

第2条 入札に参加又は見積書を提出しようとする者（以下「入札参加者等」という。）は、設計図書等に関する質問があるときは、契約担当課に対して質問書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 質問書の提出方法は、持参による提出又は事前に契約担当課に対する電話連絡を行った上で送付若しくはファクシミリによる提出に限るものとする。

3 質問書は、入札日又は見積書提出日の5日前（池田町の休日に関する条例（平成2年条例第89号）第1条に規定する池田町の休日（以下「休日」という。）を含まないものとし、当該日が休日である場合は当該日前の平日）までに提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、入札等の通知をした日が既に提出期限を経過しているときは、この限りでない。

### (回答等)

第3条 質問書の提出があったときは、質問の対象とならない内容の部分を除き、質問した入札参加者等（以下「質問者」という。）に対し、郵送又はファクシミリで回答（別記第2号様式）するものとする。

2 公正な入札等を執行するため、前項に規定する回答の内容を質問者以外の入札参加者等に対して周知する必要があるときは、池田町ホームページ上において公表するものとする。（別記第3号様式）するものとする。

3 第1項に規定する回答をしたときは、当該質問内容、回答等について、入札日又は見積書提出日の前日（当該日が休日である場合は、当該日前の平日）までの間において閲覧場所で閲覧に供するものとする。ただし、前項に規定する公表をしたとき又は質問者以外に入札参加者等がないときは、この限りでない。

### (補則)

第4条 この要領に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、令和2年10月31日から施行する。

別記第 1 号様式

設計図書等に関する質問書

池田町長 様

工事番号 \_\_\_\_\_

工事名 \_\_\_\_\_

池田町発注の上記工事の設計図書等について、次のとおり質問します。

年 月 日

(質問者)

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

職 氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_

質問内容

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

(注意事項)

① 質問は、公告等に示す期間内に、書面 (ファックス可) 又はEメールで 企画財政課管財契約係宛に申し出てください (工事設計担当等では対応できませんのでご了解ください)。

F A X 番号 015-572-5158 E-mail: kanzai@town.hokkaido-ikeda.lg.jp

② 回答は、期日までにF A XもしくはEメールにてお知らせします。

③ 質問内容について、お問い合わせをする場合がありますので、質問者の連絡先の電話番号を記入してください。

別記第2号様式

設計図書等に関する質問及び回答

様

次の工事の設計図書等に関する質問について、回答します。

年 月 日

池田町長

工事番号 \_\_\_\_\_

工事名 \_\_\_\_\_

番号	質問内容	回 答
①		
②		
③		
④		
⑤		

別記第3号様式

設計図書等に関する質問及び回答（公表用）

年 月 日

池田町長

次の工事の設計図書等に関する質問について、回答します。

工事番号 \_\_\_\_\_

工事名 \_\_\_\_\_

番号	質問内容	回 答
①		
②		
③		
④		
⑤		